

湖西市情報共有システム活用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び建設業関連業務（以下、建設工事等という。）において、情報共有システムを活用し、建設工事等における書類などの情報を交換・共有することにより、業務の効率化及び生産性の向上を図るため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報共有システムとは、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図るシステムのことをいう。
- (2) LGWAN-ASPとは行政専用のインターネットとは切り離された通信ネットワーク「LGWAN」を介して行う、行政事務サービスを利用できる仕組みのことをいう。
- (3) 機密性1とは、情報公開法第5条各号における不開示情報に該当されると判断される蓋然性が高い情報を含まない情報のことをいう。

(対象工事等)

第3条 本市が発注する建設工事等を対象とし、情報共有システム利用の有無は発注者との協議により決定する。

(情報共有システムの機能要件等)

第4条 利用する情報共有システムは、LGWAN-ASPを活用したシステムで、次に掲げる機能要件に対応したものから受注者が選定し、発注者に確認の上決定する。

- (1) 土木工事においては、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）」を満たすものとする。
- (2) 営繕工事においては、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編（最新版）」を満たすものとする。
- (3) 建設業関連業務においては、国土交通省が定める「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）」を満たすものとする。
- (4) セキュリティ要件における情報共有システムと利用者との通信の暗号化については、最新のものとする。

(情報共有システムで取り扱う情報)

第5条 情報共有システムで取り扱う情報は「機密性1」の範囲までに限定することとする。

(契約及び費用)

第6条 情報共有システム利用に要する登録料及び利用料は、「土木工事積算基準」、「水道事業実務必携」、「下水道用設計標準歩掛表」、「土地改良工事積算基準」及び「設計業務等標準積算基準書」等の共通仮設費等の率計上分に含まれている。共通仮設費等の率計上分に含まれていない工事等については、各積算基準書に基づき積み上げ計上する。

2 サービス提供者との契約及び利用料金の支払いは、受注者が行うものとする。

(データの提出)

第7条 受注者は、情報共有システム上で共有した帳票等を電子媒体(CD-R等)により完成図書とともに担当課に1部提出する。

(検査)

第8条 情報共有システムで処理された帳票は電子媒体での検査を原則とする。

(情報管理)

第9条 受注者は、情報漏洩防止等の観点から次に掲げる項目の管理を徹底すること。

- (1) ID・パスワード
- (2) マルウェア対策
- (3) 工事関係データ(定期的なバックアップなど)
- (4) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(その他)

第10条 本要領に定めのない事項については、受発注者間で別途協議すること。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。